

「食事支援福祉機器助成事業」の実施要綱

第1条 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（以下「日身連」という）は、身体障害者が自力で食事を摂ることを支援するため、指定特約店を通じて食事支援福祉機器を購入する身体障害者に対して、購入費用（税込）の**9 / 10の助成金**を予算の範囲内で交付するものとする。

第2条 食事支援福祉機器とは、操作によって食物を口に運ぶことができ、上肢などの動きが不自由な障害者が自力で食事を摂ることを可能にする高度なシステムを採用している機器を指す。

2 助成金の交付対象者は身体障害者とし、助成金を申請する者を購入者という。

第3条 指定特約店とは、助成金交付を希望する購入者から申請を受けて日身連に代理申請し、食事支援福祉機器を障害者に販売する業者とする。指定特約店は、自治体から交付委託を受けて補装具または日常生活用具を販売した実績を有しかつ購入対象となる食事支援福祉機器を取り扱っている業者とする。

2 指定特約店としての認定を希望する業者は、必要な書類を添付の上、あらかじめ「指定特約店認定証」を日身連から取得しておかなければならない。指定特約店名は日身連のホームページなどに掲載されるものとする。

3 日身連は、指定特約店が本要項を遵守していないと認めた時には、認定を取り消すことができる。

第4条 助成金の交付を受けようとする購入者は次の書類を添付し、指定特約店を經由して日身連に申請する。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 助成金申請、請求、助成金受領に関する委任状

第5条 前条の購入者からの助成金交付申請の権限を委任された指定特約店は、指定の書類を添付し、食事支援福祉機器助成金交付について、購入者に代わって日身連に申請する。

2 日身連は内容を審査し、指定特約店を通じて交付の可否を購入者に通知する。

第6条 前条により交付決定を受けた場合、指定特約店は購入者の発注に基づいて食事支援福祉機器を購入者に納品する。

2 指定特約店は、以下の書類を添付の上日身連に助成金の交付を、購入者に代わって請求する。

- (1) 「食事支援福祉機器助成事業」助成金請求書
- (2) 「食事支援福祉機器助成事業」売買契約書（助成事業用）の写し
- (3) 納品書の写し（購入者の捺印済み）
- (4) 購入者向け請求書の写し

第7条 日身連は、上記書類が適正な場合は、指定特約店に購入代金（税込）の**9 / 10 に当たる助成金**を支払い、指定特約店は購入者に代わって上記金額を受領する。

2 指定特約店は、購入者から購入代金（税込）の**1 / 10 に当たる金額**を受領する。

第8条 日身連は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の返還を求めることができる。

第9条 本事業の助成金を交付された購入者は、その後5年間は交付を受けられないものとする。

附則 この実施要綱は、平成18年4月1日より施行する。